

2022-3 税務・労務・法務情報

2021年度決算書のオンライン提出ガイドラインについて

例年通り、12月期決算法人についてのSECへの決算書等提出日程が通知されました。以下ガイドラインを解説します。

現在は、全ての書面のオンライン提出が義務付けられています。昨年度はオンライン提出の届出手続きで大混乱をしました。すでに、皆様はオンライン届出手続きを完了されているでしょうか？ まだオンライン手続きが完了されていない場合は、ictdsubmission@sec.gov.ph にコンタクトして届出手続きを完了するようにとSECが呼びかけています。

(SEC Memorandum Circular No.2-2022)

1. 2021年12月期決算書(Audited Financial Statement : AFS)の提出日程

SEC登録証番号の末尾により提出日程が定められています。

末尾番号	提出期間
1 及び 2	7月1日～15日
3 及び 4	7月16日～31日
5 及び 6	8月1日～15日
7 及び 8	8月16日～31日
9 及び 0	9月1日～15日

但し、上記日程以前であっても提出可能とされています。

2. 以下の企業については、前項の日程を適用しない。

(a) 12月以外の決算期については、決算期末から120日以内に提出しなければならない

(b) 上場企業については、規定の定め通り決算期末から105日以内に提出しなければならない。(コロナ禍を考慮し、5月15日まで延長を認める。但し、SECが必要とするデータは要求できるものとする。)

(c) COA(Commission on Audit:監査委員会)の監査対象企業

3. 指定された提出期間内に提出できなかった場合は、9月16日以降に提出が可能となり、提出遅延ペナルティーが課される。

4. 提出するAFSはBIRの受領印のあるものとする。また、提出する書面はSEC規定に従った内容であることを確認要。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)